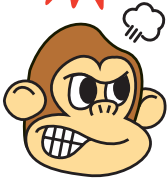




境界のトラブル ご相談ください。

解決のお手伝いをします

トラブル …でもその前に



隣家との境界トラブルは、その多くが境界標の不整備によるものです。せっかく今までお隣りさんと仲良しの関係だったものが、いったんトラブルになると孫子の代まで憎しみ合うことにもなりかねません。そうならない前に、土地家屋調査士に依頼して、境界標をしっかり整備することをおすすめします。

トラブル …万一起きてしまったら



遠慮なく「境界問題相談センター愛媛」にご相談下さい。境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝いいたします。



かいけつサポート

認証紛争解決サービス

愛媛県土地家屋調査士会
(境界問題相談センター愛媛)は、
平成20年1月25日
法務大臣から認証されました。

境界問題相談センター愛媛

境界トラブルでお困りの方、まずはお電話ください。

0120-24-1103

携帯からは TEL 089-943-6785

◎受付/月～金 9:00～16:00
(ただし、祝祭日・12月29日～1月3日および調査士会で定める日は除く)

予約制

電話での相談はお受けしておりません。
予約なしでお越しいただいても、
相談をお受けできない場合がございます。

協働

愛媛県土地家屋調査士会
愛媛弁護士会



JR松山駅から徒歩10分。駐車場あり。

境界問題相談センター愛媛

〒790-0062 松山市南江戸1丁目4番14号
愛媛県土地家屋調査士会内 TEL089-943-6785

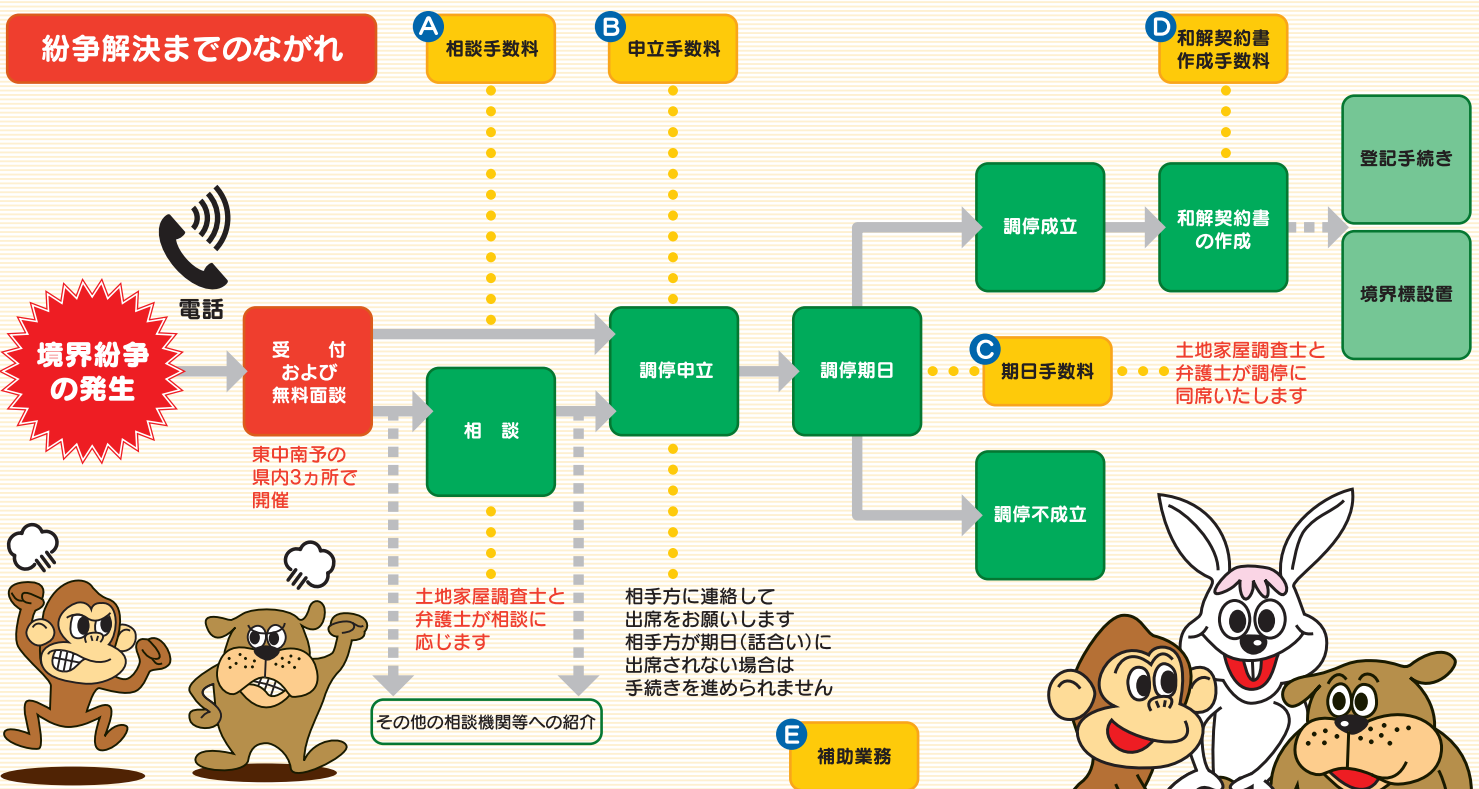
<http://www.kyokai110.jp>



境界のトラブルが発生したら

境界問題相談センター愛媛 をご活用ください。

財産に関わる問題だけに、土地の境界を巡るトラブルには慎重な対応が欠かせません。土地家屋調査士はそのことを常に意識して、公正・迅速そして最良な方法で問題が解決できるよう日々研鑽をつんでいます。隣家同士で感情的対立が根深くなる前に、問題を早く解決したい。それが私たちの目標です。土地家屋調査士と弁護士が、長年の経験で培ったノウハウと知識を活用して「相談」に応じ、「調停」をすすめて円満解決を図ります。安心してご相談ください。



● 和解契約書作成までの費用 (金額はすべて税込)

- 相 談**
- ◎相談手数料(1回の相談は1時間以内) 15,000円 — **A**
- 調 停**
- ◎申立手数料 20,000円 — **B**
(申立人負担)
 - ◎期日手数料 当事者それぞれ 10,000円 — **C**
(1期日ごと)
 - ◎和解契約書作成手数料 200,000円より — **D**
(原則として双方で負担)

- 補助業務**
- ◎調査・測量・境界鑑定費用 必要に応じて随時見積もり — **E**
(原則として双方で負担)

● 和解契約書作成後の費用

下記の費用が発生する場合があります

[原則として双方で負担、負担割合は合意による]

- ◎境界標設置費用
- ◎登記手続費用
- ◎登録免許税、印紙代
- ◎和解の内容を履行するための諸費用

